

令和6年度 秋期ケータリングカーの出店許可手続きについて

1. 出店許可の手続き

(1)出店者説明会で「①都市公園行為許可申請書」、「②自動車による(飲食店営業・喫茶店営業・菓子製造業)営業計画書(以下、営業計画書)」、「③出店配置図」を配付いたします。

「①都市公園行為許可申請書」、「②営業計画書(条例改正により、令和3年6月以降に新制度で営業許可証を取得した方は不要)」を8月30日(金)までに管理事務所へ申請(郵送の場合必着)してください。

(2)「①都市公園行為許可申請書」の提出後、9月2日(月)以降に「出店料払込納付書」を送付します。9月13日(金)までに金融機関でお支払い下さい。

※期限までに出店料のお支払いがない場合、出店許可取り消しとなりますので、ご注意ください。

(3)令和3年5月以前に営業許可証を取得した方は「②(当園で押印済みの)営業計画書」も同封しますので、登録された保健福祉センター(保健所)への提出をお願いいたします。

2. 当日の出店

(1)「販売員用証明缶バッジ」、「出店許可証」、「売上日報」、「アンケート」は、出店初日に管理事務所2階にて配付致します。配付時間は午前8時です。最終日の営業終了後にまとめて返却・提出願います。

(2)出店しているケータリングカーのよく見える場所に、「出店許可証」及び「営業許可証(食品販売)(写)」及び「食品衛生責任者の氏名」を掲示してください。

【行為許可に関わる確認事項】

- ・出店に関する権利の他者への譲渡はできません。
- ・出店者の都合によるキャンセル、または出店に関する遵守事項や諸注意(ケータリングカー出店者募集要項)をお守りいただけない場合や、来園者等とのトラブルによる出店取消の場合には、出店料は返金いたしません。
- ・当園提供資機材や園内設備等損傷した場合、当園の指定する賠償金をお支払いいただきます。

(裏面へ続く)

【出店時の遵守事項】

- ・園内事故防止のため、ケータリングカー等車両の移動は、指定した時間、指定した経路をお守り下さい。

◆車両の移動可能時間

営業時間前 8時～8時30分

営業終了後 9月・10月：16時45分～17時15分、11月：16時～16時30分

◆経路：入口出口は、ゾウ・キリン駐車場側の、西口ゲートを利用。

- ・ごみ箱は利用者が分かりやすい場所(販売テーブル付近など)へ設置し、回収したごみは、出店者が責任をもって処分すること。
- ・出店は指定された場所で行い、動物の観覧を妨げないこと。
- ・ケータリングカーをはみ出しての物品設置・販売・呼び込みを控えること。
- ・突然の出店中止、及び開園中の中途閉店をしないこと。荒天(風雨が激しい等)による場合は、前日等に相談すること。
- ・災害やトラブル等により閉園する状況となった場合は、当園からの指示に従うこと。